平成 28 年 3 月 25 日 目都計第 1191 号 決定
【 平 成 28 年 4 月 1 日 よ り 施 行 】

東京都市計画区域内における都市計画道路に関する
都市計画法第５３条第１項の許可の取扱いについて

許可取扱基準

当該建築物が、次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

１　市街地開発事業（区画整理・再開発など）等の支障にならないこと。

２　階数が３、高さが１０ｍ以下であり、かつ、地階を有しないこと。

３　主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

４　建築物が都市計画道路区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

５　本基準は平成２８年４月１日から適用する。